

議案第 6 5 号

市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

令和 6 年 10 月 1 日に在職する市長の退職手当は支給しないこととするため、この条例を制定しようとするものであります。

## 市長の退職手当の特例に関する条例

令和      年      月      日

羽曳野市条例第      号

この条例の施行の日に在職する市長の退職手当は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号）第 8 条の規定にかかわらず、支給しない。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。